

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

庁内各局部課長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長

警察庁 丙備三発第16号、丙総務発第13号
丙企画発第23号、丙生企発第153号
丙刑企発第41号、丙交企発第37号
丙備企発第51号、丙サ企発第25号
令和6年3月29日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁サイバー警察局長

警察庁支援対策室及び支援対策部隊の編成、運用等について(通達)

「緊急事態における警察庁の組織に関する細目について(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁丙備二発第23号ほか。以下「緊急事態細目通達」という。)に定める警察庁支援対策室(以下「支援対策室」という。)及び「警察災害派遣隊設置要綱の改正について(依命通達)」(令和6年3月29日付け警察庁乙備三発第6号ほか)に定める支援対策部隊の編成、運用等については、下記のとおりとするので、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

なお、「警察庁支援対策室及び支援対策部隊の編成、運用等について(通達)」(平成31年3月29日付け警察庁丙備発第29号ほか)は廃止する。

記

第1 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害(日本国内で発生するものに限る。以下同じ。)をいう。

2 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

3 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

- 4 被災地管区警察局
被災地等を管轄する管区警察局をいう。
- 5 被災地警察
被災地等を管轄する都道府県警察をいう。
- 6 被災地公安委員会
被災地警察を管理する都道府県公安委員会をいう。
- 7 派遣元警察
被災地警察に支援対策部隊を派遣する都道府県警察をいう。

第2 支援対策室の編成、運用等

1 編成等

(1) 支援対策室長

支援対策室長（以下「室長」という。）は、警察庁長官官房総括審議官をもって充てる。

(2) 支援対策室の編成

支援対策室は、別表1の基準により編成する。ただし、室長は、被災地等の状況等を踏まえて必要と認めるときは、編成を変更することができる。

2 運用等

(1) 支援対策室の設置に向けた事前の連携

警察庁内部部局の各課は、大規模災害発生時には、支援対策室の設置に備え、被害状況等の情報収集に当たるとともに、支援対策部隊の派遣に備え、被災地警察、被災地管区警察局及び派遣元警察と緊密な連携を図るものとする。

(2) 支援対策部隊の派遣に関する調整等

支援対策室は、警察庁緊急災害警備本部が設置された場合には、直ちに被災地警察に対する必要な支援業務（緊急事態組織細目通達別表1の支援対策室の任務分担の細目に係る業務をいう。）を開始するとともに、支援対策部隊の派遣に関し、被災地警察、被災地管区警察局及び派遣元警察と必要な調整を行うものとする。

(3) 被災地等への派遣

室長は、被災地公安委員会の援助の要求に基づき、支援対策室の副室長又は室員（以下「室員等」という。）のうち必要と認められる者を被災地警察に支援対策部隊幕僚として派遣し、被災地警察の長の指揮の下で、警察庁、被災地警察、警察災害派遣隊及び支援対策部隊の間における連絡調整等の任に当たらせるものとする。

当該派遣1回当たりの期間は、おおむね2週間とし、室長は、被災地警察の支援のために必要と認められる期間、順次交代要員を派遣するものと

する。ただし、室長は、被災地等の状況等を踏まえて必要と認めるときは、派遣1回当たりの期間を変更することができる。

3 その他

(1) 教養・訓練の実施等

警察庁警備局警備第三課長は、室長の指示を受けて、平素から、支援対策室の円滑な設置・運用等に必要な準備を行うとともに、室員等に対する教養・訓練を実施するものとする。

(2) 運用要領の策定

室長は、支援対策室の具体的な運用要領について、別に定めるものとする。

第3 支援対策部隊の編成、運用等

1 派遣元警察

派遣元警察は、警視庁、大阪府警察及び福岡県警察とする。

2 編成等

派遣元警察の長は、別表2により、支援対策部隊を編成する。ただし、派遣元警察の長は、被災地等の状況等に応じ、室長及び被災地警察の長と協議して、当該派遣元警察の支援対策部隊の編成を変更することができる。

3 運用等

(1) 支援対策部隊の派遣に向けた事前の連携

派遣元警察は、大規模災害発生時において、支援対策部隊の派遣に備え、被害状況等の情報収集に当たるとともに、警察庁と積極的に連携を図るものとする。

(2) 被災地等への派遣

派遣元警察の長は、被災地公安委員会からの援助の要求に基づき、警察庁及び被災地管区警察局の調整により、支援対策部隊を被災地警察に派遣するものとする。

当該派遣1回当たりの期間は、おおむね2週間とし、派遣元警察の長は、室長及び被災地警察の長と協議して定める期間、順次交代要員を派遣するものとする。ただし、派遣元警察の長は、被災地等の状況等を踏まえて必要と認めるときは、派遣1回当たりの期間を変更することができる。

(3) 被災地等における運用

支援対策部隊は、被災地警察の長の指揮下で、支援対策室及び被災地警察の職員と緊密に連携し、被災地等に派遣される警察災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料・飲料水、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送に関する活動に当たるものとする。

4 その他

(1) 教養・訓練の実施

派遣元警察の長は、必要に応じ、支援対策部隊の隊長、副隊長及び隊員に指定されている者に対する教養・訓練を実施するものとする。

(2) 運用要領の策定

派遣元警察の長は、支援対策部隊の具体的な運用要領について、別に定めるものとする。

第4 都道府県警察における措置

1 平素の措置

都道府県警察は、支援対策室の室員等又は支援対策部隊（以下「支援対策部隊等」という。）が派遣される場合であっても、大規模災害発生時の受援・補給対策の基本的な責任は被災地警察にあるとの原則に変更はないことを踏まえ、平素から、受援・補給体制の確立を図るとともに、平素の所掌事務、災害警備本部編成時における担当業務に応じて関係所属が緊密に連携し、宿泊・食料販売事業者等との協力態勢の構築、受援・補給活動を行うための活動拠点の整備等受援・補給対策を的確に推進するものとする。

2 被災地警察における大規模災害発生時の連絡等

(1) 援助の要求に向けた事前の連携

被災地警察は、大規模災害発生時には、被災地等の状況等に係る情報の収集に当たるとともに、支援対策部隊等に係る援助の要求に関して、事前に警察庁及び被災地管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

(2) 部隊の運用

被災地警察は、大規模災害発生時には、被災地等の状況等を勘案して、派遣される支援対策部隊の具体的な活動要領を速やかに決定し、支援対策部隊等が被災地等に到着した直後からの効果的な運用を図るものとする。

第5 被災地管区警察局における措置

被災地管区警察局は、被災地の被害状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災地警察に対する支援対策部隊等の派遣に関して、警察庁、被災地警察及び派遣元警察と必要な調整を行うものとする。

(別表 1)

支援対策室の編成

【室長】 総括審議官	
【副室長】 長官官房の職員等のうち警視正以上の階級にある職員の中から 1 人 (4人) 警備局の職員のうち警視正以上の階級にある職員の中から 1 人 警察庁内部部局の職員のうち警視正以上の階級にある職員の中から 2 人	
【室員】 (32人)	警察庁内部部局の職員 長官官房12人、生活安全局 3 人、刑事局 4 人、交通局 4 人、 警備局 8 人、サイバー警察局 1 人

計37人

(別表 2)

支援対策部隊 1 個隊の編成 (警視庁、大阪府警察及び福岡県警察共通)

【隊長】 派遣元警察の職員のうち警視の階級にある職員 (1 人)	
【副隊長】 派遣元警察の職員のうち警視又は警部の階級にある職員 (1 人)	
【隊員】 (49人)	派遣元警察の職員

計51人 (幕僚を除く。)

※ 警視庁及び大阪府警察については、それぞれ 4 個隊を編成するものとする。

※ 福岡県警察については、2 個隊を編成するものとする。